富山市上下水道事業経営審議会要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、富山市附属機関設置条例（平成２７年富山市条例第１号）第３条の規定に基づき、富山市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから上下水道事業管理者が委嘱する。この場合において、第３号に掲げる委員は、公募により選出するものとする。

(1)　学識経験を有する者

(2)　関係団体の役職員

(3)　市内に住所を有する者、市内に事務所若しくは事業所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者

(4)　前３号に掲げる者のほか、上下水道事業管理者が必要と認める者

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第３条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第５条　審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、上下水道局経営管理課において処理する。

（細則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。